

「被災市町村の行政機能の確保に向けた検討会議」

東日本大震災のような大規模災害により、市町村の行政機能が深刻な打撃を受けた場合には、被災した自治体だけで早期に復旧することは難しい

【災害時の対応に当たって課題】

- ①職員の派遣
- ②事務処理の委託
- ③庁舎、情報システムの復旧 など

【対応策】

- 関係団体と協議、検討し、カウンターパート方式による広域的な地域連携の仕組みを構築
- 大規模災害を想定した道及び市町村相互の応援協定の見直し
- 被災市町村の行政機能を確保することが必要

I 現状と課題

- 道と市町村が締結している「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定（H9締結、所管：総務部危機対策課）」では、東日本大震災のような大規模災害は想定されていない。
- また、市町村の庁舎が使用できなくなるなど、行政機能が喪失した場合を想定しておらず、中長期的な応援体制も確立されていない。
- 道議会議論を踏まえ、具体的な方策を検討するための協議の場を設置し、他県の取組や国の検討状況等も踏まえながら、カウンターパート方式による広域的な地域連携の仕組みを構築するなど、大規模災害を想定した道及び市町村相互の応援協定の見直しなどを実施する旨、知事が答弁。

II 検討会議の設置

- 「被災市町村の行政機能の確保に向けた検討会議」を設置（H24.3.12）
 - ・東日本大震災の教訓を踏まえ、大規模な災害等により、庁舎等が使用できなくなるなど、市町村の行政機能が深刻な打撃を受けた場合を想定し、道及び道内市町村の相互連携による必要な応援体制等について協議
- 被災市町村の行政機能の確保に向けた検討会議設置要領
 - 1 趣旨
東日本大震災の教訓を踏まえ、大規模な災害等により、庁舎等が使用できなくなるなど、市町村の行政機能が深刻な打撃を受けた場合を想定し、北海道及び道内市町村の相互連携による必要な応援体制等について協議するため、「被災市町村の行政機能の確保に向けた検討会議」（以下「検討会議」という。）を設置する。
 - 2 検討事項
 - (1) 職員の派遣等、行政組織体制に関する事項
 - (2) 事務処理の委託等に関する事項
 - (3) 庁舎・情報システムの復旧に関する事項
 - (4) その他、災害対応に必要な事項
 - 3 参集範囲
 - (1) 道の関係課の職員、北海道市長会及び北海道町村会の職員とする。
 - (2) 検討課題に応じて道内市町村等の職員の出席を求めることとする。
 - 4 庶務
会議の庶務は、北海道総合政策部地域行政局市町村課において処理する。
 - 5 その他
この要領に定めるもののほか、検討会議の運営に必要な事項は、関係者と協議の上、別に定める。
- 検討会議参集メンバー
北海道市長会 北海道町村会 総務部危機対策局危機対策課防災G 総合政策部科学IT振興局情報政策課情報企画G 地域主権局広域連携行政G 地域行政局市町村課行政G【事務局】